

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・放送大学で幼稚園教諭免許が取得可能に～特例制度に対応～…………… 1
- ・自民党・社会福祉法人改革プロジェクトチーム（PT）第1回が開催される ……2

## 【添付資料】

- ① 自由民主党厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム（第1回）次第
- ② 社会福祉法人改革プロジェクトチーム委員名簿
- ③ 社会福祉法人改革について
- ④ 参考資料

## ◆放送大学で幼稚園教諭免許が取得可能に ～特例制度に対応～◆

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭には保育士資格と幼稚園教諭免許の併有が求められていますが、幼稚園教諭免許を持っていない保育士資格保有者は、平成32年3月末までに特例制度で幼稚園教諭免許状を取得することが可能となっています（平成27年4月から5年間は、保育士資格のみで勤務できる特例措置が設定されています）。

特例制度による免許取得に対応し、放送大学では、保育士資格のみを有する方を対象に幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を受講できるコースを開講しました。放送大学の学習センターが近くにない場合でも、ラジオやインターネットによる受講が可能です。

## 放送大学における受講内容

- 各科目をラジオ・インターネットで学習できます。
- 履修パターン別費用
  - 選科履修生として平成27年1学期（平成27年4月）に入学し1年間（平成28年3月

まで)で全科目(5科目8単位)を履修する場合〔53,000円〕

➤ 科目履修生として平成27年2学期(平成27年10月)に入学し半年間(平成28年3月まで)で全科目(5科目8単位)を履修する場合〔51,000円〕

- スクーリング(面接事業)はありません。
- 各学期の放送授業が終了した、7月及び1月の下旬に、全都道府県に設置された放送大学のキャンパスである学習センターにて、単位認定試験を受験し合格することが必要です。

詳しくは放送大学のホームページをご覧ください。

放送大学ホームページ(幼稚園教諭免許状取得のページ)

<http://www.ouj.ac.jp/hp/purpose/sikaku/kindergarten/>

## ◆自民党・社会福祉法人改革プロジェクトチーム(P T) 第1回が開催される◆

自由民主党厚生労働部会のもとに、社会福祉法人改革プロジェクトチームが設置され、平成26年10月31日(金)、第1回が開催されました(メンバーは別紙のとおり)。

冒頭、高鳥修一厚生労働部会長、福岡資麿P T座長から、社会保障審議会福祉部会で議論が始まっているが、党としても議論していく必要があるため、P Tを立ち上げたとする挨拶がありました。

その後、厚生労働省社会・援護局鈴木局長、岩井福祉基盤課長から、社会福祉法人の現状、課題、見直しの検討状況について、資料・参考資料(別添)に基づき説明があり、質疑・応答に移りました。

質疑・応答の概要は以下のとおりです。(○議員、●厚生労働省)〔事務局整理〕

- 社会福祉事業では職員の給与が低く、人材不足の状態にある。給与を上げれば内部留保はなくなるのではないか。
- 適正な額を給与として支払う必要がある。株式会社は企業会計上余裕財産が明確となり、株主配当される。社会福祉法人は内部留保とは何かを明確化し、使い方も再投下計画等でルール化する必要がある。
- 建て替え資金は公的に保障し、その分、積み上げしない方法もある。
- 建て替えについてすべて補助金で対応することは機動性を考えるといかがか。
- 介護報酬をあげても、給与改善につながっていないとの声もある。
- 平成24年度から介護報酬で処遇改善加算を取る場合、加算分はすべて職員に支払うルールとなっている。
- バランスシート上、儲かっているかにみえても実態は違う。内部留保とは何なのか明確化されていない。

- 施設整備の関係で利益が大きくなることは会計制度の問題である。社会に説明できるよう、福祉部会で余裕財産の明確化を検討している。
- 介護、保育等社会福祉事業は社会福祉法人が支えてきた。質の低下につながらないように、改めるべきは改めながら、社会福祉法人に期待する。
- 株式会社であっても、社会福祉事業からの配当は禁止すべき。
- 内部留保がないところもあり、内部留保と介護報酬は分けて考えるべき。
- 社会福祉法人といっても、規模、地域性が違う。公共のために、あえて不採算部分をやっ  
てもらうこともある。公共の福祉のためにどのようなことをしているのか分析する必要が  
ある。
- 余裕財産の明確化を図りたい。
- 医療法人も株式会社も課税されている。同じ割合である必要はないが、社会福祉法人も課  
税すべき。
- 医療法人も株式会社も持分権があるが社会福祉法人はない。財産も社会福祉法人は国庫に  
帰属するので、優遇措置があつてよいと理解している。
- 社会福祉法人は一定資産をためないと機動的に動けない。ある程度ためられる制度も必要。
- 内部留保の明確化や使途のルールがなかったことを反省し、今回社会福祉法人の使命に基  
づき、ルール化する検討を行っている。
- 再投下計画でどこまで具体的に書き込むことになるのか。
- 計画的機動的に実行できるよう再投下の考え方を検討している。個別事業ごとに計画的に  
示してもらう。
- 改革は社会福祉法人のためになる改革であるべき。社会福祉法人改革は、社会福祉法人の  
理解を得て進めるべきである。
- 社会福祉法人はそもそも特別な法律に基づき、公益的な事業を行うものである。社会福祉  
法人と他の法人の比較、存在意義を明確化し、そのうえで再投下計画などを検討するべき。

なお、次回以降（11月中旬）は関係団体のヒアリングが予定されており、保育三  
団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）や全国社会福祉  
法人経営者協議会等が出席し意見を述べる予定です。